

大和市小児医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第20号

大和市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

大和市小児医療費助成条例（平成7年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項から第5項までを削り、第6項を第2項とする。

第3条第1項中「小児を養育している者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父（婚姻の届出をしていないが、当該小児の母と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）又は母（婚姻の届出をしていないが、当該小児の父と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）（当該父及び母が共にこれに該当するときは、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者とする。）
- (2) 父及び母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者

第3条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第6条中「規則の」を「規則で」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の大和市小児医療費助成条例（以下「新条例」という。）第6条の規定による医療証の交付その他新条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

（経過措置）

3 新条例の規定は、施行日以後に医療に関する給付を受ける小児の医療費の助成について適用し、施行日前に医療に関する給付を受けた小児の医療費の助成については、なお従前の例による。